

住宅の耐震改修工事

を行った方へ

固定資産税（及び都市計画税[※]）が減額されますので、必要な申告書等を提出してください。

※ 都市計画税については、条例改正により減額される場合があります。



（例）基礎補強、
耐力壁増設…等



令和4年3月31日までに耐震改修工事が行われた住宅に対する固定資産税（及び都市計画税）の減額制度があります。

制度の適用を受けるための要件や必要となる申告の手続き等については、以下をご覧ください。

1. 減額の内容

令和4年3月31日までに一定の耐震改修工事が行われた住宅について、
改修工事の翌年度（1年間のみ）の固定資産税（及び都市計画税）額の2分の1を減額します。
対象の床面積は120㎡までとなります。

120㎡を超える住宅については、120㎡相当分まで適用されます。

- ※1 都市計画税については、条例改正により減額される場合があります。
- ※2 当該住宅が「通行障害既存耐震不適格建築物」である場合は2年間減額します。
- ※3 他の減額制度と同時に適用することはできません。
- ※4 土地についての減額はありません。
- ※5 耐震改修工事を行い認定長期優良住宅に該当することとなった場合、減額率が2分の1から3分の2に拡充されます。

2. 減額の要件 ※①～④のすべてを満たす必要があります。

- ① 昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること。^{*1}
- ② 耐震改修の工事金額が50万円超。^{*2}
- ③ 右記の表いずれかにより、耐震基準に適合する証明を受けていること。^{*3}
- ④ 耐震改修工事完了日から3か月以内に当該家屋の所在する区の区役所税務課家屋担当へ申告すること。
- ⑤ 長期優良住宅であるものとして横浜市の認定を受けていること。^{*4}

③証明者 又は 証明機関	ア 横浜市
	イ 建築士
	ウ 指定確認検査機関
	エ 登録住宅性能評価機関
	オ 住宅瑕疵担保責任保険法人

- *1 居住部分の割合が1/2以上あることが必要です。
- *2 平成25年3月31日までに耐震改修工事に係る契約が締結された場合は30万円以上であること。
- *3 横浜市の耐震改修補助制度の利用者が希望する場合、横浜市が証明を発行します。
- *4 長期優良住宅に該当することとなった場合のみ必要な要件です。

申告の手続きについては、裏面をご覧ください。

3. 申告の手続き

～下記の必要書類をそろえ、家屋の所在する区の区役所税務課家屋担当へ申告してください。～

- ①耐震基準適合住宅に対して課する固定資産税・都市計画税の減額に関する申告書*¹
- ②耐震基準に適合することを証する書類*²
- ③耐震改修工事に係る契約締結日の確認できる書類（工事金額が50万円以下の場合）
- ④認定通知書の写し（認定長期優良住宅に該当することとなった場合のみ必要）*³

*1 区役所税務課家屋担当窓口 又は 横浜市ホームページから入手してください。

横浜市 耐震改修 固定資産税 検索

*2 証明の発行については横浜市建築局建築防災課・工事を担当された建築士・各機関へ直接お問い合わせください。

*3 横浜市建築局建築企画課で発行しています。工事着手前の申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

4. お問い合わせ先

○耐震改修補助制度・耐震改修工事に関すること

横浜市建築局建築防災課

住所：横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎25階
電話：045-671-2943 F A X：045-663-3255

○認定長期優良住宅・認定通知書に関すること

横浜市建築局建築企画課

住所：横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎25階
電話：045-671-4526 F A X：045-550-3513

○固定資産税・都市計画税の減額制度に関すること

(固定資産の所在する区の区役所税務課家屋担当)

(市外局番：045)

鶴見区	電話 510-1729～32	神奈川区	電話 411-7054～6	西区	電話 320-8354～5
中区	電話 224-8204～6	南区	電話 341-1163～4	港南区	電話 847-8365～7
保土ヶ谷区	電話 334-6254～6	旭区	電話 954-6053～6	磯子区	電話 750-2365～8
金沢区	電話 788-7754～7	港北区	電話 540-2281～5	緑区	電話 930-2274～7
青葉区	電話 978-2254～7	都筑区	電話 948-2270～3	戸塚区	電話 866-8369～72
栄区	電話 894-8365	泉区	電話 800-2365～7	瀬谷区	電話 367-5665～6